

Dis-
putes仲裁判断の取消しを認めた大阪高裁の決定
を破棄した最高裁の決定

平成 29 年 12 月 12 日、最高裁判所（第三小法廷）は、仲裁廷の長が、その所属する法律事務所が米国クラスアクション訴訟で仲裁の一方当事者の兄弟会社を代理している事実（以下「本件事実」といいます。）を開示しなかった事案において、仲裁法上の開示義務違反を理由に仲裁判断を取り消した原審（大阪高等裁判所）の決定（以下「原決定」といいます。原決定の概要については [2016 年 9 月号](#) をご参照ください。なお、仲裁判断取消し申立人は原決定後に代理人を変更しています。）を破棄し、原審に差し戻す旨の決定（以下「本決定」といいます。）を下しました。

原決定においては、仲裁人が仲裁法上開示義務を負う「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある」事実が本件事実が該当することを前提に、①将来、利益相反関係が生ずる可能性があることを抽象的に表明しただけでは本件事実を開示したことにはならない、②仲裁人は利益相反関係の有無を特段の支障なく調査することが可能であったといえ、実際にそのような調

査が行われたか否かにかかわらず、仲裁人は本件事実を開示すべき義務に違反した旨判示し、仲裁判断が取り消されました。

本決定においては、上記①については原決定と同様の判断をしました。しかし、上記②については、仲裁人が仲裁法上の開示義務に違反したというためには、仲裁手続が終了するまでの間に、仲裁人が当該事実を認識していたか、仲裁人が合理的な範囲の調査を行うことによって当該事実が通常判明し得たことが必要であるところ、本件の仲裁人が本件事実を認識していたか否かや、合理的な範囲の調査によって本件事実が通常判明し得たか否かが明らかでないとして、これらについて更に審理させるため、原決定を破棄して高等裁判所に事件を差し戻しました。

本決定は、仲裁判断の取消事由たる仲裁人の開示義務違反がどのような場合に認められるかに関する規範を日本の最高裁判所として初めて定立したものです。実務上は、本決定にいう「合理的な範囲の調査」の内容及び立証がどこまで求められるかに関する差戻審の判断が注目されます。

Finance

平成 29 年改正金融商品取引法の施行日決定 平成 29 年 12 月 27 日、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、同法が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。同法は、①フェア・ディスクロージャー・ルールを導入、②株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入及び③金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化等を図るため、金融商品取引法を改正するものです。その概要については、[2017 年 6 月号](#) をご参照下さい。